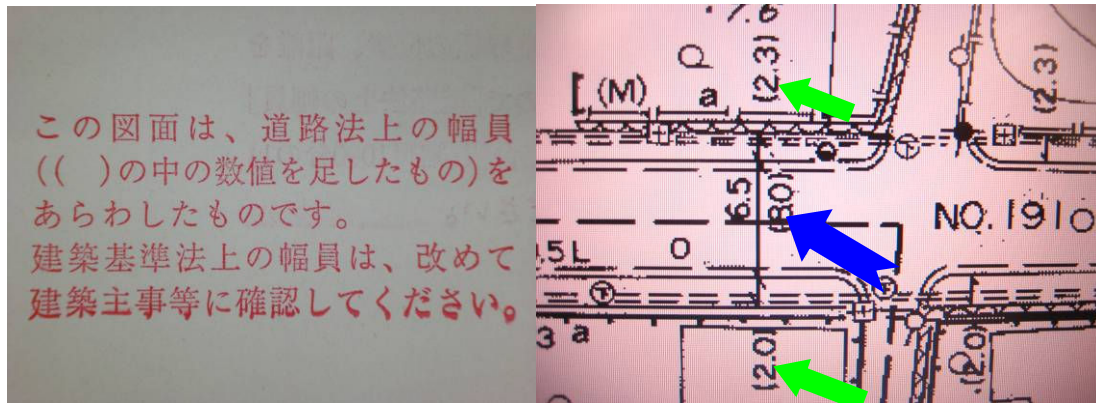


境界確定図・道路幅員をお調べになる場合は

1. 道路幅員を知りたい

(1) 道路幅員

道路台帳（縮尺1000分の1台帳）に道路法上の道路幅員が記載されていますので、該当するページを閲覧してください。



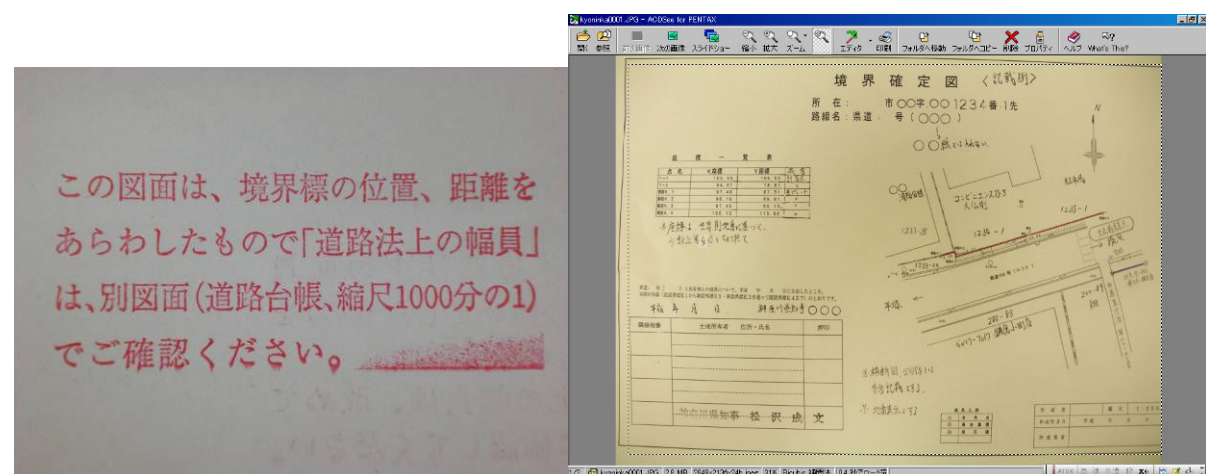
参考図の道路幅員は「歩道（緑部分）＋車道（青部分）＋歩道（緑部分）」
すなわち、 $(2.3) + (8.0) + (2.0) = (12.3)$ 単位m
なお、**車道部分8.0m**は車道舗装面にL型側溝部分を足したものです。

(2) 確定図

確定図（500分の1台帳、道路管理台帳）に記載されている距離は、**境界点間の距離（杭間距離）**です（道路幅員ではありません）。

また、確定図は隣接地権者の方のご同意を得て作成されるもののため、まだ作成されていない区間があります。

他の機関で査定図（さていず）という名称で図面を出している例もありますが、現在、当所では官民道路境界（または官民河川境界）が確定した図面という意味で「確定図」と呼んで、閲覧に供しています（過去のものは「平面図」等名称に違いがあります。詳しくは窓口でご確認ください）。



(3) 河川管理用通路

県管理河川における「河川管理用通路」が建築基準法上の生活道路として認定されている場合があります。

河川台帳の図面を閲覧の上、建築基準法所管の機関に建築基準法上の道路として認定されるか確認してください。

2. 都市計画道路の確認について

都市計画及び都市計画道路については、市町村が都市計画を策定しています。都市計画に基づく道路幅員の拡幅等の線引きは、県土木事務所では行っておりません。

実測測量図（確定図とは違います）などを持参の上、鎌倉市（都市計画課など）・藤沢市（開発業務課など）・茅ヶ崎市（都市計画課など）・寒川町（都市計画課など）に直接ご確認ください。

3. 建築基準法関係の確認について

道路台帳における幅員は道路法に基づくものであって、建築基準法で認める道路幅員と「認定」されるには、市町村の建築主事が確認の上「認定する」ものです。土木事務所許認可指導課では、現況の幅員を閲覧に供しているのみです。

よろしく申し上げます。